

「環境再生に関する技術等検討会」 設置要綱

1 目的

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故からの環境再生に関する取組を進めてきたところ。福島県内の除染等の措置に伴い生じた除去土壌等は、中間貯蔵施設において集中的に管理・保管されており、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされていること等を踏まえ、復興再生利用及び除去土壌等の最終処分に係る事項をはじめとして、環境再生に係る技術的な事項等について検討を行うため、「環境再生に関する技術等検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 復興再生利用に係る事項
- (2) 除去土壌等の最終処分に係る事項
- (3) 復興再生利用及び除去土壌等の最終処分に係る理解醸成・リスクコミュニケーションに関する事項
- (4) その他環境再生に関して必要となる事項

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、環境省が上記2の検討事項に関する学識経験者（別紙）の募集を求めて開催する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故等があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 専門の事項を検討するため必要があるときは、検討会にワーキング・グループ又は臨時委員を置くことができる。
- (6) 検討会は、必要に応じ関係者から意見聴取を行うことができる。

4 事務

検討会の事務は、環境省環境再生グループ（環境再生・資源循環局）復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室が行う。

5 その他

- (1) 検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより委員間の率直な意見の交換、事業者の技術情報等の適正な管理が損なわれる

おそれがある場合、その他座長が必要と認める場合については、非公開とすることができる。

- (2) 検討会の運営に関し本設置要綱に定めのない事項については、必要に応じ別途座長が定める。